

姫路市長 石見利勝

平成27年度 キャスティ21コアゾーン等まちづくり推進支援業務の受託者の募集について

平成27年度 キャスティ21コアゾーン等まちづくり推進支援業務（以下「本業務」という。）の受託者を募集するので、次のとおり公告する。

記

1 業務名

平成27年度 キャスティ21コアゾーン等まちづくり推進支援業務

2 業務内容

- (1) キャスティ21コアゾーンまちづくり協議会（以下「まちづくり協議会」という。）における各種計画・設計に関する調整
- (2) まちづくり協議会におけるまちの管理運営に関する調整
- (3) キャスティ21地区計画の都市計画決定（地区整備計画の策定）に関する支援
- (4) 他のまちづくり団体等との共働による中心市街地活性化の寄与方策の検討支援
- (5) 各種関連資料等の作成

3 業務内容の詳細

別紙「平成27年度 キャスティ21コアゾーン等まちづくり推進支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

4 履行期限

平成28年3月25日（金）

5 本業務の予算限度額

4,860,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 参加資格

参加者は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者に該当しないものであること。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないものでないこと（当該者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。
 - ア 市税並びに消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。
 - イ この公告（以下「公告」という。）をした日から契約の締結の日までの間に、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）に基づく指名停止を受け、又は指名停止の措置要件に該当しないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）若しくは会社更生法（昭和27年法律第17

2号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと(国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。)

エ 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第5条の規定により、都市計画及び地方計画部門の登録を受けていること。

オ 平成27年度の業者登録名簿の業種「各種調査計測」の詳細業種「土木コンサル関係」及び「建築コンサル関係」に登録される予定であること。

カ 過去10年間に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関(公団、公社、事業団等)等が発注したまちづくり協議会及びエリアマネジメント地区の運営等に関する支援業務を元請として履行した実績があること。

キ 本業務における担当者として次の資格を有している者を配置できること。

(ア) 一級建築士

(イ) 技術士(次のいずれかの技術部門・選択科目に限る。)

a 建設部門(都市及び地方計画)

b 総合技術監理部門(建設—都市及び地方計画)

7 提案内容

参加者は、姫路市ホームページで公開しているキャストィ21コアゾーンの開発事業者の募集結果、キャストィ21コアゾーン等まちづくり指針(以下「まちづくり指針」という。)及びキャストィ21地区計画を参考に、本市の施策と密接に関係のあるまちづくり協議会におけるまちの管理運営に係る次の項目について提案を行うこと。

(1) 今後のコアゾーンのまちづくりに活用するための調査

コアゾーンのにぎわいづくりは本市の中心市街地の活性化に寄与するものであるため、コアゾーンのまちびらき時におけるPR・イベントなど、今後のコアゾーンのまちづくりに活用するための調査内容及び調査方法について示すもの

(2) まちづくり協議会によるデッキの一体的な管理運営の内容

本市が整備するイベントゾーンまでの歩行者動線の1つとして、コアゾーン内に官民協働により整備するデッキについて、デッキの管理運営の方法等に関する協定の考え方及び内容について示すもの

8 担当部署

姫路市都市拠点整備本部 姫路駅周辺整備室計画担当

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

電話 079-221-2386(直通)、ファックス 079-221-2557

E-mail corezone@city.himeji.hyogo.jp

9 提出書類の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

平成27年6月24日(水)午後5時まで

(2) 提出場所

8に同じ。

(3) 提案書等

次のアからキまでについて、A4又はA3サイズ of 用紙を用い、A4サイズにまとめて提出できるようにすること。様式を指定しているものは所定の様式に従うこと。

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 提案書（様式任意）
7について提案を行うこと。
- エ 会社概要及び実績等
 - (ア) 会社概要（様式第3号）
 - (イ) 主な業務担当者の経歴（様式第4号）
資格証・免許証等の資格を証明する写し及び社員証等の所属会社との雇用関係の分かる証明書の写しを添付すること。
 - (ウ) 業務実績調書（様式任意）
6(3)カに定める参加資格を証明すること（最大5件までとする。）。また、客観的に実績を証明する書類（業務内容、契約期間等が記載された契約書又は仕様書の写し等）を添付すること。
- オ 経費見積書等（様式任意）
社印及び代表者印を押印して他の書類と独立して1部を提出すること。また、併せて2の業務内容に掲げる項目別の見積内訳書も提出すること。
- カ 市税の納税証明書（公告の日以後のもの）
市税の納税義務がある場合に限る。
- キ 国税の納税証明書（公告の日以後のもの）
法人税並びに消費税及び地方消費税に未納のないことの納税証明書（税務署様式その3の3）
- (4) 提出方法等
 - (3)を提出する場合は、あらかじめ、8の担当部署まで事前連絡を行うこと。
 - ア 提出部数
5部（1部ずつまとめること。ただし、経費見積書等及び納税証明書は1部とする。）
 - イ 提出方法
持参すること。
- 10 公告文及び仕様書に対する質問
 - (1) 質問の提出
質問がある場合は、次のとおり提出すること。
 - ア 提出期間
平成27年6月11日（木）から同月17日（水）まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ 提出場所
8に同じ。
 - ウ 提出方法
質問用紙（様式第5号）により、ファクス又は電子メールで提出すること（送信後、送信済みの確認の連絡を入れること。）。電子メールで提出する場合は、タイトルを【平成27年度 コアゾーン等まちづくり推進支援業務質疑】とすること。
なお、電話又は口頭による質疑は、他の提案者との公平性確保のため、受け付けない。

(2) 質問の回答

平成27年6月22日（月）午後5時までに姫路市役所のホームページ上で公表する。

(<http://www.city.himeji.lg.jp/s70/2212598>)

11 契約予定者を特定するための評価基準

各評価項目に係る評価基準及び配点は次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
課題認識及び対処方法	課題として示したテーマに対する提案内容について、着眼点の妥当性及び課題解決に向けた的確性、実現性等を総合的に評価する。	30
業務担当者の実績	同等業務における過去10年間の実績について評価する。	20
提案者の実績	同等業務における過去10年間の実績について評価する。	20
価格	見積金額が予算額の範囲内であることを確認した上で評価する。	30
合計		100

12 契約予定者の特定

(1) 提案書等の内容について、評価基準に基づいて審査し、評価点の最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価点の合計が70点に満たない者は契約予定者とししない。

なお、評価点の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積金額の最も低いものを契約予定者として特定することとし、更にその中で見積金額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

(2) 契約予定者に特定された者には、平成27年6月29日（月）以後に通知するとともに、当該者の名称を公表するものとする。

13 その他

(1) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

(2) 経費見積書に記載する金額は、千円単位とすること。

(3) 提出された提案書等の内容について、必要に応じてヒアリングを実施する。

(4) 提出する提案書等の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、参加者の負担とする。

(5) 提出された提案書等は、返却しない。

(6) 提出された提案書等は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、本業務への参加資格を無効とする。

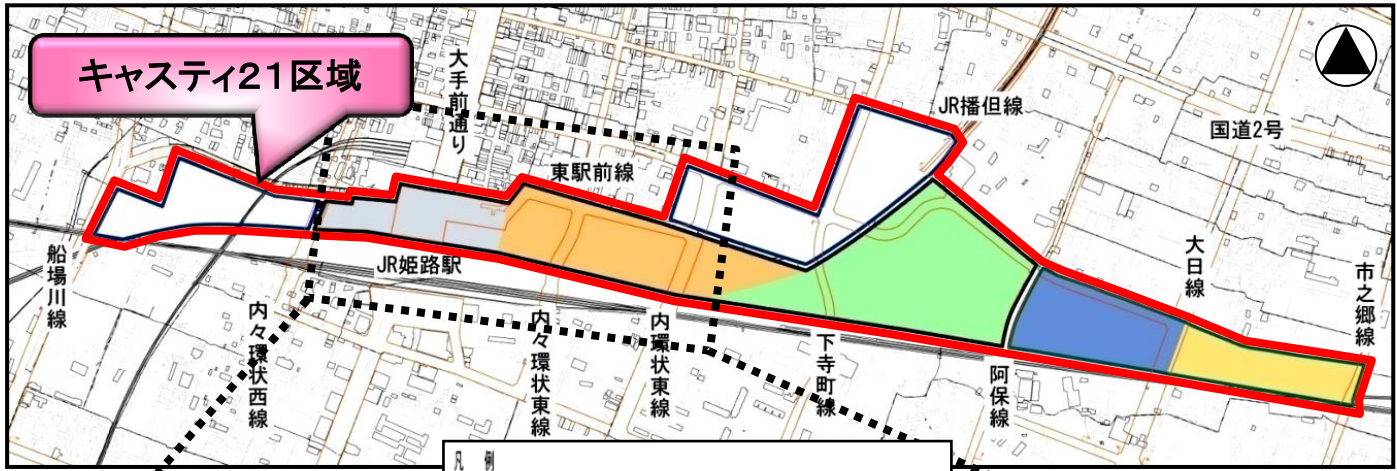
ア 提案書等に虚偽の記載がある場合

イ 見積金額が予算額を超える場合

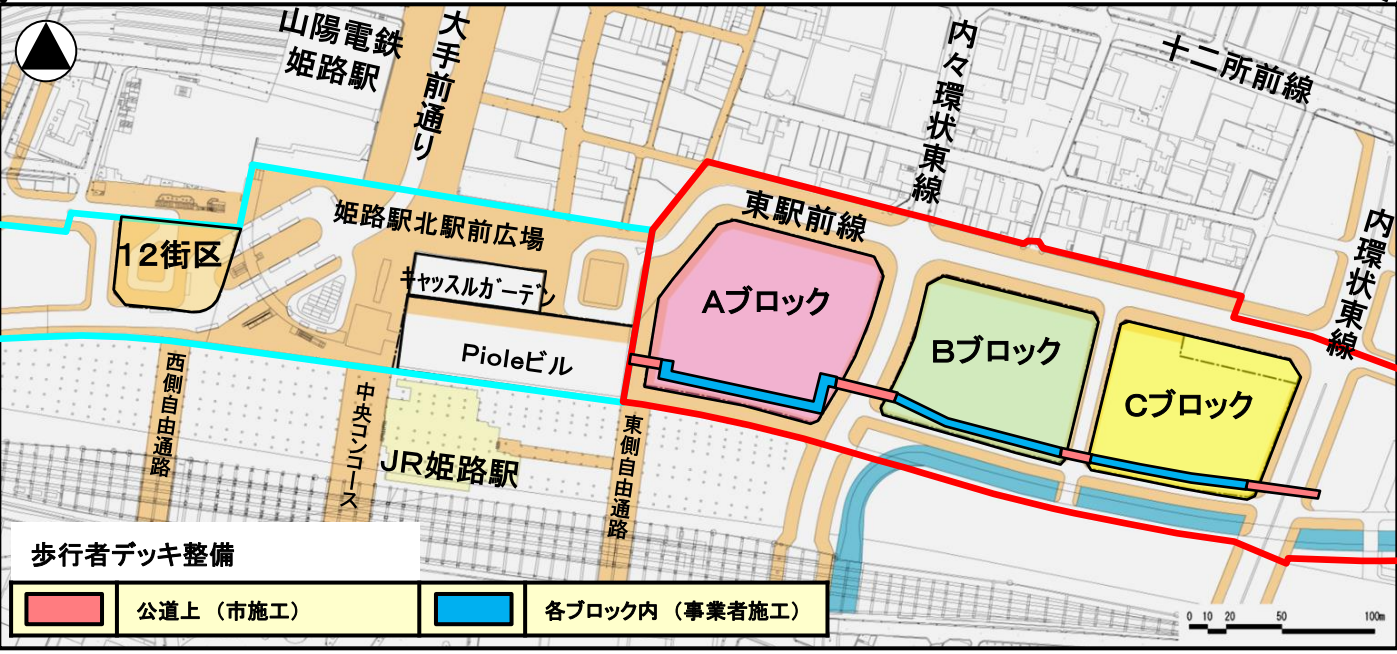
(8) 市は、提案書等の提出があった時点で、参加者の名称を公表することができるものとする。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口は、8に同じ。

別図：各用地の概要



- 凡例
- メインエリア
 - サブエリア
 - 一般エリア
 - エントランスゾーン
 - コアゾーン
 - イベントゾーン
 - 健康福祉・住宅ゾーン
 - 生活利便施設ゾーン



	コアゾーン		イベントゾーン
	Aブロック	B・Cブロック	
用途地域	商業地域		近隣商業地域
容積率／建ぺい率	600%／80%	400%／80%	300%／80%